

報道関係者 各位

令和7年9月10日

【照会先】宮崎労働局

労働基準部賃金室

室長 平元 克典

室長補佐 木村 剛

(電話番号) 0985(38)8836

雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 宮崎 友親

室長補佐(企画) 中山 智子

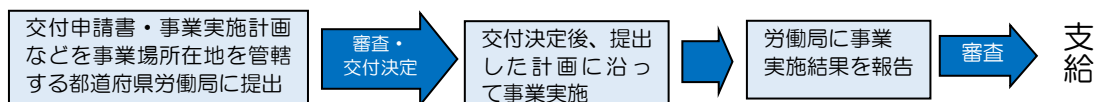
(電話番号) 0985(38)8821

業務改善助成金が9月5日から拡充されました

1 制度概要

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

【助成金支給までの流れ】



2 拡充の概要

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲が拡充されます。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略が可能となります。

3 拡充のポイント（別添リーフレット参照、[業務改善助成金のご案内\(宮崎労働局HP\)](#)）

（１）対象事業場の拡大

【従来】事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象

【拡充】事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象

（２）賃金引上げ後の申請

【従来】賃金引上げ後の申請は不可

・従来は、申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要がありました。

【拡充】賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

・令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました。

4 業務改善助成金のお問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、

業務改善助成金コールセンター

電話:0120-366-440

(受付時間 平日 9:00~17:00)

までお問い合わせください。

[業務改善助成金のご案内\(宮崎労働局HP\)](#)

5 働き方改革推進支援センターにおける無料の相談及び訪問支援の案内

業務改善助成金をはじめ、各種助成金の活用にあたっては、社会保険労務士等の専門家による無料の訪問支援をご利用いただけます。宮崎県では『みやざき働き方改革推進支援センター』が、申請方法のご説明や書類作成の支援などを行っています。

業務改善助成金等の賃上げ支援助成金の活用をお考えの事業主の方は、お気軽にセンターまでご連絡ください。

みやざき働き方改革推進支援センター(厚生労働省委託事業)

電話:0120-975-264(受付時間 平日 9:00~17:00)

住所:宮崎市橘通東1丁目 8-11 TOKIWA25 ビル 6 階 E 室



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/miyazaki/>

6 賃上げ支援助成金パッケージ

厚生労働省では、業務改善助成金だけでなく、生産性向上(設備・人への投資等)、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しております。賃金引上げの検討の際に、ご活用ください。

「賃上げ」支援助成金パッケージ

(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



【添付資料】

- ・リーフレット「[9月5日から対象事業者を拡充 令和7年度業務改善助成金を変更します](#)」
- ・リーフレット「[令和7年度業務改善助成金のご案内](#)」
- ・リーフレット「[『賃上げ』支援助成金パッケージ](#)」